

令和 6 年度関税改正について



名古屋税関 
NAGOYA CUSTOMS

令和 6 年度関税改正の概要

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

- 暫定税率（411品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和 6 年度末まで 1 年延長。
（※）加糖調製品（5 品目）については、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大のため、暫定税率を引下げ。
- ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、需給逼迫の解消及び調達価格の低下等を踏まえ、暫定税率を撤廃。
- 沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）について、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画の次の見直し期限である令和 8 年度末まで 3 年延長。

2. 個別品目の関税率の見直し

- 国際的な分類決定を受けたルイボスの分類変更に伴い、税細分を新設することで現行の関税率を維持。

3. 輸入手続の利便性向上

- 特例輸入者による特例申告の納期限延長において必須とされている担保について、関税等の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求める取扱いに緩和。

令和 6 年度関税改正の概要

4. 納税環境の整備

- 内国税の改正に合わせ、仮装・隠蔽に基づく更正の請求について関税の重加算税の対象に追加。

5. その他

- ① 児童福祉法の改正により新設される里親支援センターについて、給食の提供が想定されないため、給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象から除外。〔政令改正事項〕
- ② 海上輸送で輸入される通販貨物の増加への対応として、少額免税の対象となる通販貨物である等の要件を満たす海上貨物について、航空貨物と同様の、一部の輸入申告項目を省略した簡易な通関手続を整備。〔通達改正事項〕

● 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

(注)上記のうち、3. については令和 6 年 10 月 1 日、4. については令和 7 年 1 月 1 日、
5. ②については令和 7 年 10 月 12 日

1. 暫定税率等の適用期限の延長等①

関税の暫定的特例について

- 国内産業保護等の観点から関税率（基本税率）が設定される中、消費者利益の確保、国際約束の履行等の観点との調整を図るべく、暫定的特例として、暫定税率及びそれに伴う諸制度が設けられている。
- こうした暫定的特例については、その時々内外情勢に応ずるべく、毎年度見直しを行った上で、適用期限を延長している。

暫定税率

- 時限的に基本税率より低い関税率（暫定税率）が定められている、とうもろこし、麦芽等411品目について、暫定税率の適用期限を令和6年度末まで1年延長。

【暫定税率を延長する品目】

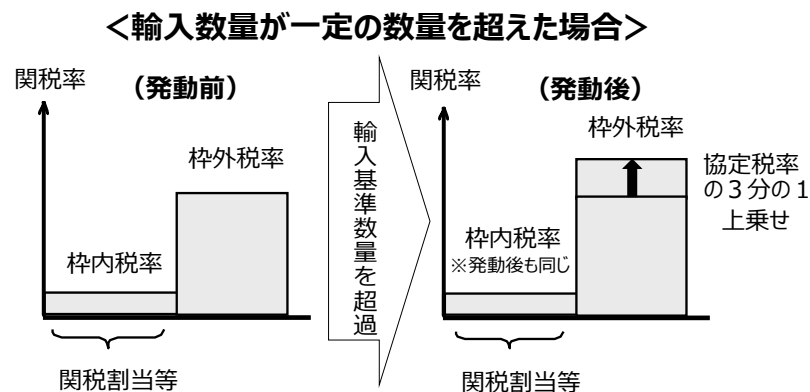
種類	対象品目	品目数
関税割当制度	ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、麦芽、パイナップル缶詰、ホエイ、バター、こんにゃく芋等	157品目
国家貿易制度	国家貿易品目（米、麦、指定乳製品等）の枠内輸入（政府等により輸入されるもの）	86品目
調整金等を徴収するため、協定税率を下回る水準の税率を設定	砂糖類（角砂糖、砂糖水、加糖調製品等）、国家貿易品目（米、麦、指定乳製品等）の枠外輸入（民間貿易で輸入されるもの）	99品目
関係国との協議結果を踏まえ、協定税率等を下回る水準の税率を設定	冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、紙巻たばこ	54品目
産業政策上の要請を踏まえ、基本税率等を下回る水準の税率を設定	石油化学製品製造用揮発油、バイオポリエチレン等	15品目
合 計		411品目

1. 暫定税率等の適用期限の延長等②

特別緊急関税制度

- ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて関税化された米、麦、乳製品等に係る特別緊急関税制度について、暫定税率の延長に伴い、その適用期限を令和6年度末まで1年延長。

(注) 特別緊急関税制度：輸入数量が一定の数量を超えた場合等に関税率を引き上げる措置。



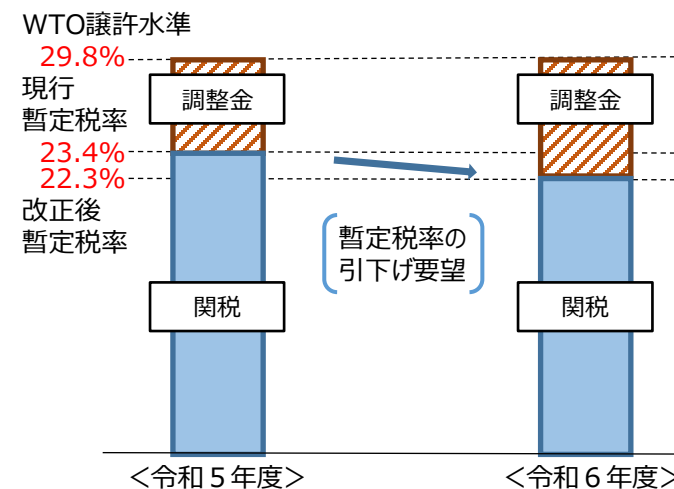
加糖調製品に係る関税の取扱い

- 加糖調製品について、「総合的なT P P 等関連政策大綱」に基づき、C P T P P 発効時に糖価調整制度における調整金の対象に追加。

(注) 加糖調製品（税細分19品目）：砂糖と砂糖以外のココア粉や粉乳等を混合したもの。砂糖の含有率が高く、国内産糖と競合する。

- 加糖調製品のうち5品目について、令和6年度のC P T P P 税率の設定状況を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大のため、暫定税率を引下げ。

【例：ミルクの調製品（1901.90-219）】



1. 暫定税率等の適用期限の延長等③

品目の概要

- ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋（以下「PVC手袋」という。）は、医療等の現場において、感染症対策や清掃、汚物処理等のような衛生確保が必要な場合に幅広く使用されている。



考慮すべき事項

- PVC手袋は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う需給逼迫を受け、調達価格が高騰。価格高騰に伴う関税負担の軽減を図るため、令和3年度から無税の暫定税率を設定。
※ 協定税率（4.8%）→ 暫定税率（無税）
- 現在、PVC手袋の需給逼迫は解消しており、医療等の現場へ安定的に供給されている状況。調達価格も、新型コロナウイルス感染症の発生前と概ね同水準まで低下。
※ PVC手袋の調達価格は、新型コロナウイルス感染症発生前は1双当たり3円前後であったが、令和2年春以降急騰し、一時12円台で推移。その後は下落し、令和5年においては3円台で推移。
- 用途の一部が重複しPVC手袋と競合するポリエチレン手袋については、国内産業保護のため関税有税（協定税率：4.8%）となっている。PVC手袋の需給逼迫が解消した状況においてPVC手袋に係る暫定税率を維持することは、ポリエチレン手袋の国内生産に影響を及ぼす可能性。

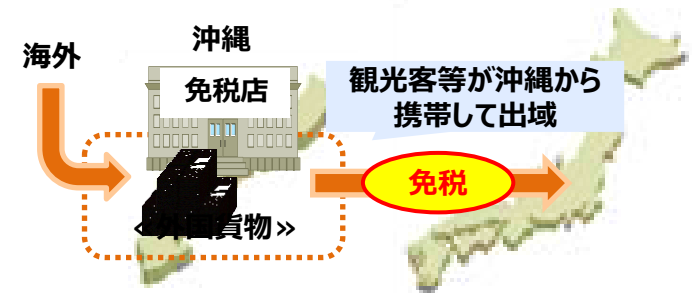
- PVC手袋の暫定税率を撤廃。【暫定税率（無税）→ 協定税率（4.8%）】

1. 暫定税率等の適用期限の延長等④

沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）の概要

- 特定免税店制度（平成10年度に創設）は、沖縄振興特別措置法に基づき、関税暫定措置法に、具体的内容及び適用期限が定められており、本年度末に適用期限が到来。
- 特定免税店制度は、沖縄の市中又は空港等の免税店において、沖縄から本邦の他の地域へ出域する旅客向けに販売される物品（外国貨物）について、20万円の範囲内で関税を免除する制度。

（参考）令和4年度からインターネットでの免税品の事前購入（免税品の引渡しは空港等）が可能。



改正の必要性

- 内閣府及び経済産業省からの要望は、特定免税店制度の適用期限の3年延長。
- 本制度は、その創設以降、沖縄の観光振興に一定の効果。

- 特定免税店制度について適用期限を3年（令和8年度末まで）延長する。

2. 個別品目の関税率の見直し

ルイボス

1. 品目の概要と現行の関税率

- ルイボスとは、南アフリカの一部地域に自生するマメ科の落葉低木であり、2～3mm幅に切った葉がルイボスティーの原料となる。
- 実行税率：3%

その他の植物性生産品（関税率表第1212.99号）



（出所）農林水産省

2. 経緯

- 国際的な分類決定を踏まえ、ルイボスの分類を変更する必要。
- 移行先の実行税率は2.5%であり、現行の関税率よりも低い。

主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供するその他の植物及びその部分（関税率表第1211.90号）

引き続き国内産業を保護する観点から、分類変更されるルイボスに対し、税細分を新設した上で、現行と同水準の関税率を設定。

（参考）

ルイボスがこれまで属していた税細分は、一般特惠関税制度において無税となっていたが、南アフリカ原産の同税細分の輸入増加を踏まえ、新設された税細分と併せて、本年4月より南アフリカ原産のルイボス等が国別・品目別除外措置の対象となった。〔期間：R6.4.1～R9.3.31〕

3. 輸入手続の利便性向上（特例申告納期限延長に係る担保の取扱い緩和①）

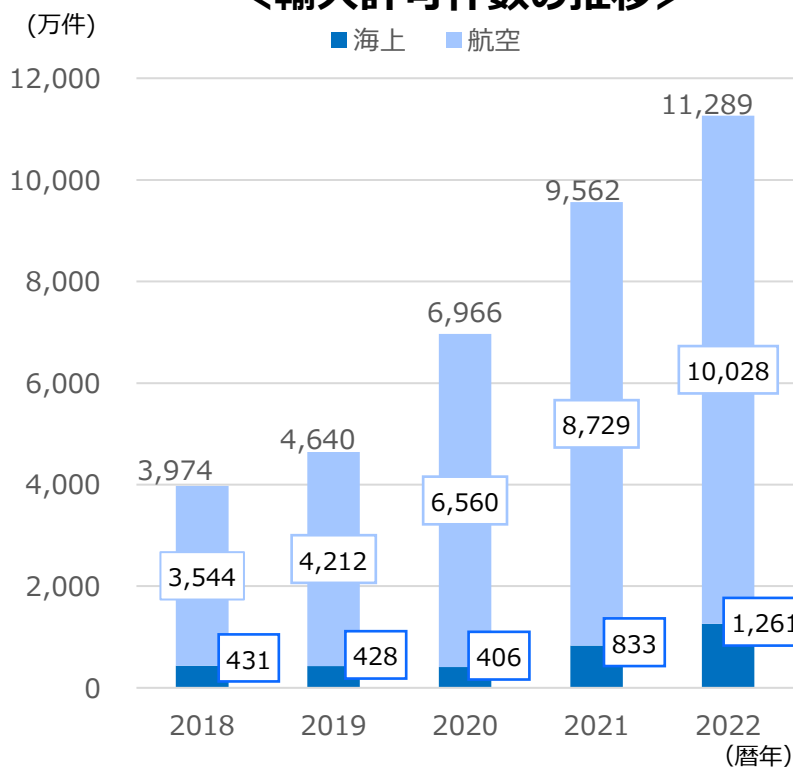
背景

- 国際物流を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、A E O制度の利用拡大により、国際物流のセキュリティ確保と更なる貿易の円滑化を両立させることが一層重要となっている。

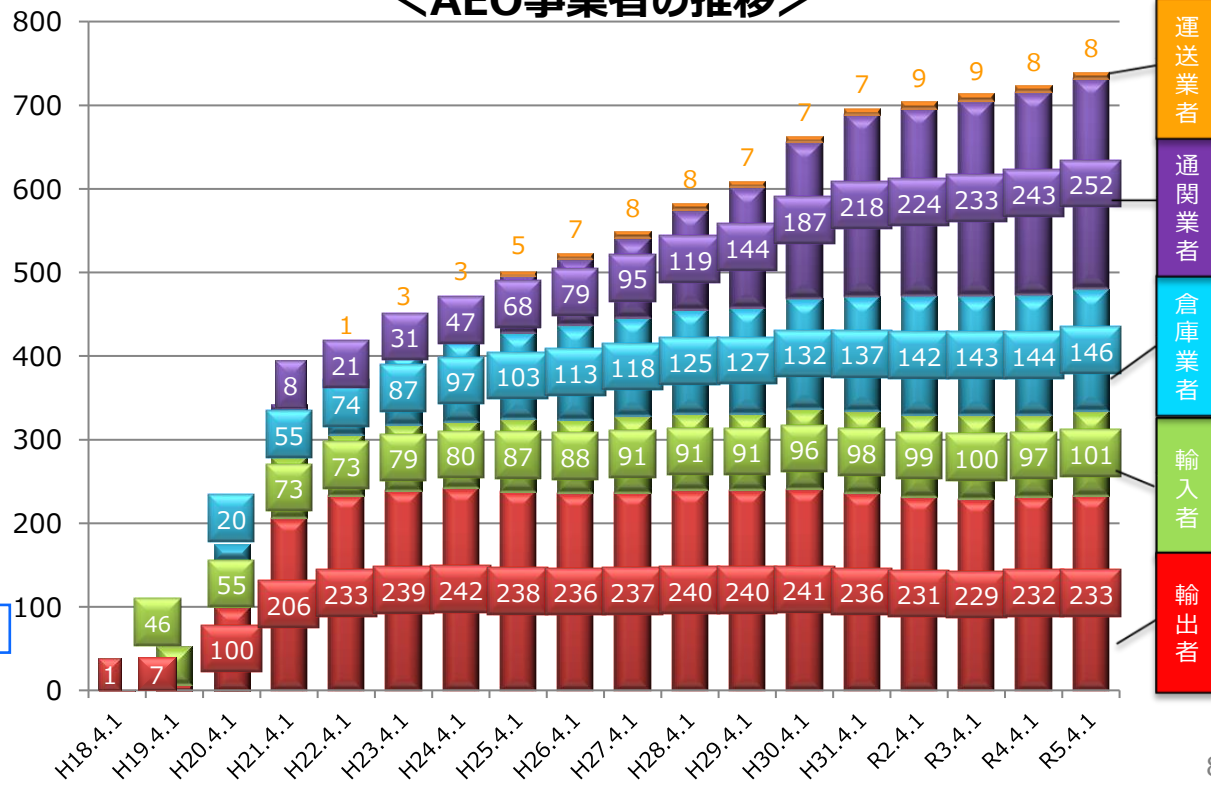
※ A E O制度：貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度

- 近年の越境電子商取引の拡大に伴い輸入貨物の申告件数が増加する中、税関としても、貨物の検査等に係る限られたリソースを相対的にリスクの高い貨物に集中的に投入できるようにする必要がある。
- A E O事業者のうち特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保の取扱いの緩和により、輸入手続に関するコストの低減等の新たなメリットが生まれることから、A E O制度の利用拡大効果が見込まれる。

＜輸入許可件数の推移＞



＜AEO事業者の推移＞



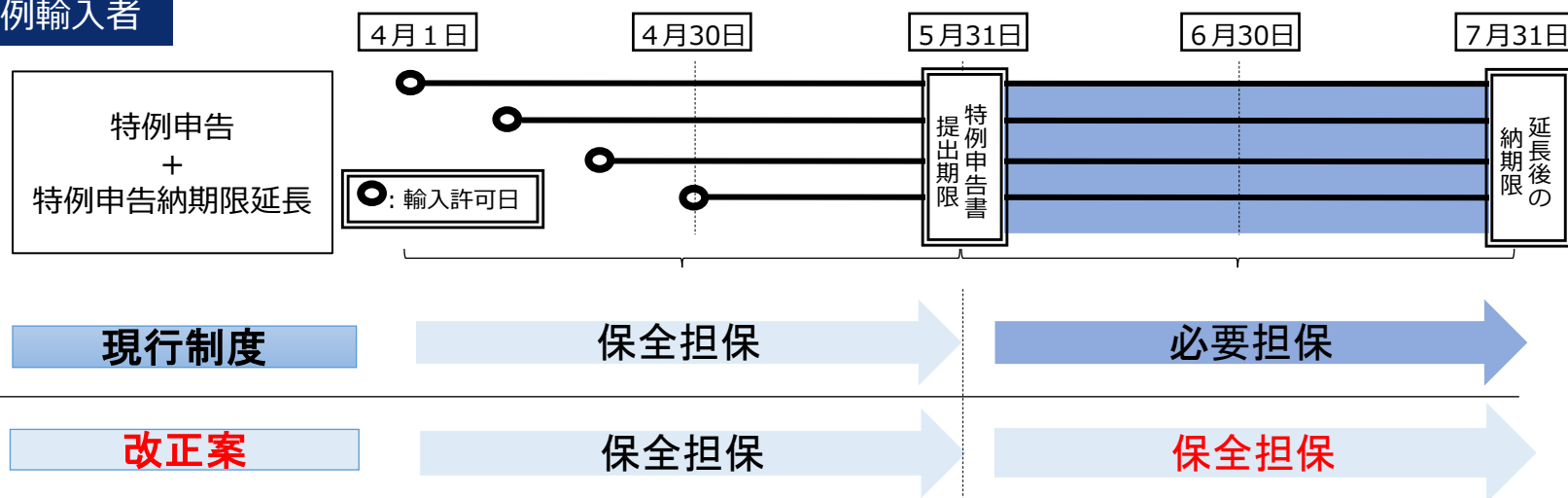
3. 輸入手続の利便性向上（特例申告納期限延長に係る担保の取扱い緩和②）

現行制度の概要

- 特例輸入者は、輸入申告と分離した納税申告である「特例申告」を行うことが認められており、税関長は、関税等の保全のために必要があると認めるとき（過少申告加算税又は無申告加算税が賦課された場合や財務状況の健全性に懸念が生じた場合など）は、特例輸入者に対し、担保（保全担保）の提供を命じることができる。
（注）申告納税方式が適用される貨物は、輸入者が輸入申告に併せて納税申告を行い、関税等が納付された後、税関長が輸入を許可することを原則としている。
- また、特例申告書を期限内に提出した場合、当該特例申告書の提出期限までに納期限の延長を申請し、併せて担保(必要担保)を提供したときは、当該担保の額の範囲内で2か月以内に限り納期限を延長することができる。

- 特例輸入者については、その承認や事後監査等の際に税関が財務状況の確認を行っていることから、特例申告に係る担保の取扱いと同様に、特例申告納期限延長に係る担保も必要担保から保全担保に緩和する。
- 関税と同様に、内国消費税及び地方消費税に関する同担保についても、必要担保から保全担保に緩和する。

特例輸入者



4. 納税環境の整備（更正の請求に係る重加算税制度の見直し）

現行制度の概要

- 仮装・隠蔽したところに基づき納税申告又は期限後特例申告書の提出等をしていたときは、過少申告加算税又は無申告加算税に代え、35%（過少申告）又は40%（無申告）の重加算税を賦課。
- 他方、申告後に仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求」を行った場合であったとしても、重加算税を賦課することができない（過少申告加算税（10%）又は無申告加算税（15%）を賦課）。

改正の必要性

- 内国税においては、「納税申告」（税額を確定させるための手続）が「更正の請求」（税額を減額させるための手続）かという税務当局に対する手続の性質により、仮装・隠蔽行為が行われた場合のペナルティの水準が異なることは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、「更正の請求」に係る仮装・隠蔽行為を未然に抑止する必要があるとして、仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求」を行った場合も重加算税の賦課の対象に加えることを検討。
- 関税においても、内国税と同様に、仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求」を行った場合を重加算税の賦課の対象に加えることが適当。

- 内国税の改正に合わせ、仮装・隠蔽したところに基づき関税の「更正の請求」を行った場合を重加算税の賦課の対象に加える。



5. その他①（給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置について）

- 幼稚園、小学校、中学校や、児童福祉法上の児童福祉施設等において提供される給食用の脱脂粉乳は一定の数量の範囲内で関税が無税となっている。（当該措置の対象となる児童福祉施設等は、関税定率法施行令にて規定。）
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、令和6年4月から児童福祉法上の児童福祉施設として里親支援センターが新設される。

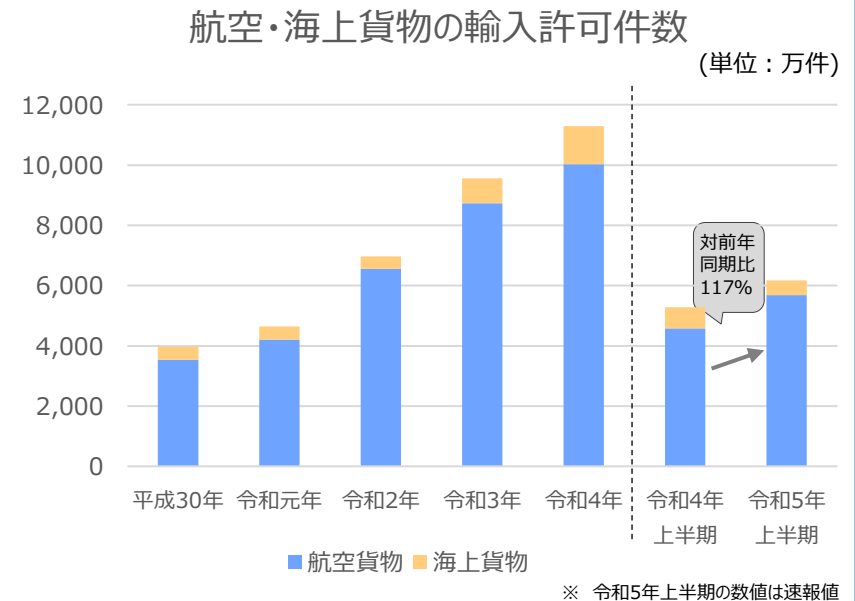
※ 里親支援センターは、里親制度の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。



- 里親支援センターについて、給食の提供が想定されないため、給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象から除外する。〔政令改正事項〕

5. その他②（海上貨物の増加への対応）

- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入許可件数はここ数年、大幅な増加傾向。
- 近隣アジア諸国からの通販貨物の一部が航空貨物から海上貨物にシフトしたことにより、海上貨物の輸入許可件数も急増・高止まり。



- 少額免税の対象となる通販貨物である等の要件を満たす海上貨物について、申告項目の一部省略を認める簡易な通関手続の対象とする（令和7年10月利用開始予定）。 [通達改正事項]

※航空貨物についても、平成13年に同様の制度を導入済。